

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                           | 所管課名  | 人権・男女<br>共同参画課 | 整理番号 | 3-1-2 |
|---------------------------|---|----------------|------|-------|
| 処分の種類                     | 長野県男女共同参画センター利用停止及び利用許可の取消し   |                |      |       |
| 根拠法令条例等・<br>条項            | 長野県男女共同参画センター条例第11条<br>長野県男女共同参画センター管理規則第5条、第9条   |                |      |       |
| 処分の概要                     | 長野県男女共同参画センター利用停止及び利用許可の取消し   |                |      |       |
| 処分基準<br>(未設定の場合は<br>その理由) | <p>長野県男女共同参画センター条例<br/>(管理の基準)<br/>第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。<br/>(1)～(2) 略<br/>(3) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、センター内において他人の迷惑になるような行動をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。<br/>(4)～(7) 略</p> <p>長野県男女共同参画センター管理規則<br/>(遵守事項)<br/>第5条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。<br/>(1) センター内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。<br/>(2) センター内の施設又は備品を損傷しないこと。<br/>(3) 施設又は備品に特別の施設をし、又はその現状を変更しないこと。<br/>(4) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。<br/>(5) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。<br/>(6) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。<br/>(7) センター内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。<br/>(8) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。<br/>(9) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項</p> <p>(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)<br/>第9条 条例第11条第3号に規定する規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。</p> |                |      |       |
| 基準の制定根拠                   | 条例・規則   |                |      |       |